

時評

司法は安倍政権のデタラメな生活保護基準引下げを違法と判断できるか



弁護士
志田なやこ

2012年12月、第二次安倍政権が成立。以後、立憲主義をくずす政治がやりたい放題で行われてきた。自民党は、総選挙の際に「生活保護の給付水準10%引下げ」を公約し、戦前の貧困者にたいする劣等処遇の原則をよみがえらせた。

厚生労働省は、2013年5月16日付告示で生活保護基準を引下げ、生活扶助を平均約5%切り下げた。

厚生労働省は、デフレ調整と称して、「生活扶助CPI(消費者物価指数)」という、厚生労働省が独自に考えた特異な計算式によって4.78%の削減幅を導き出した。ちなみに、一般に使われている総務省の同時期のCPIの減額幅は2.35%程度であった。「生活扶助CPI」は、生活保護基準について専門的・客観的な検討を行うために設置された生活保護基準部会で一切検討されたことがなかった。厚生労働省は、当時、値下げ幅が大きかった電化製品の支出割合が大きく評価されるような計算を行って、削減幅をふくらませたのである。

また、ゆがみ調整と称して、生活保護基準部会が議論をしていたが引下げの結論を明示して

いなかったにもかかわらず、同部会の検証結果をふまえたとして強弁して、一般低所得世帯間における年齢や世帯人員等に応じた消費支出の較差(下位10%の低所得層の消費実態と生活保護基準とを比較)を生活保護基準に反映させた。

これにたいして生活保護基準引下げ処分取消訴訟が全国31の裁判所に提訴されている(「いのちのとりで裁判」)。原告らの主な主張は、厚生労働省の上記告示は生活保護の基準及び程度の原則を定めた生活保護法8条1項及び同条2項に反しているというものである。

私は横浜地裁に提訴した事件について、原告代理人として活動し、原告Sさんの本人尋問を担当した。Sさんは事務員として働いて賃金を得るとともに、生活費の不足分について生活保護を受けて、子育てをしてきた。子どもが専門学校に進学して資格をとりたいと望んだことから、大変な苦勞をして教育を受けさせた。私立の専門学校に入れるためには教育資金を借入れなければならないが、生活保護利用者の借入は困難である。Sさんは神奈川県母子寡婦貸付制度が生活保護利用者也借入可能であることを知り、この制度により借入を受けて、ようやく専門学校に入学させることができた。とはいえ、専門学校に入ると子どもは生活保護を受けられなくなり、世帯分離の扱いになる。Sさん1人が生活保護を受けているという扱いになるが、実際

はSさんと子どもの生活費をまかなっていた。生活費を節約するために、夏もクーラーを使わないようにし、寝付く直前だけクーラーを入れる。冬も暖房を使わず、服をたくさん着込んで、眠るときはくっついて寝て人間湯たんぽをする。入浴はシャワーを浴びるだけにする。水道料金を節約するため、スーパー・マーケットで提供している無料の水をポリタンクに入れて家に運んで使う。食費は切りつめに切りつめて、パンも野菜も見切り品で半値以下のものしか買わず、肉は100グラム100円未満でなければ買わない。食材は子どもの分だけ買って料理し、自分は子どもが食べ終わってから、余ったものをオカズにして食べる。超人的な努力というほかない。

これまでに言い渡された判決は、地裁30のうち19が勝訴、高裁11のうち6が勝訴と、勝訴判決があいついでいる。大阪高裁の敗訴判決と名古屋高裁の勝訴判決について、最高裁に上告され、2025年5月27日に弁論が行われる予定で、7月までには判決が言い渡される見込みである。名古屋高裁は、上記ゆがみ調整とデフレ調整について、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると判断して、原告の請求を認容している。最高裁は、デタラメな生活保護基準引下げを違法と判断するか否か。安倍政権の生活保護行政の違法をただす司法の役割が問われている。

(しだ なやこ)